

5章 緑地に関する施策の推進

5-1. 施策の体系

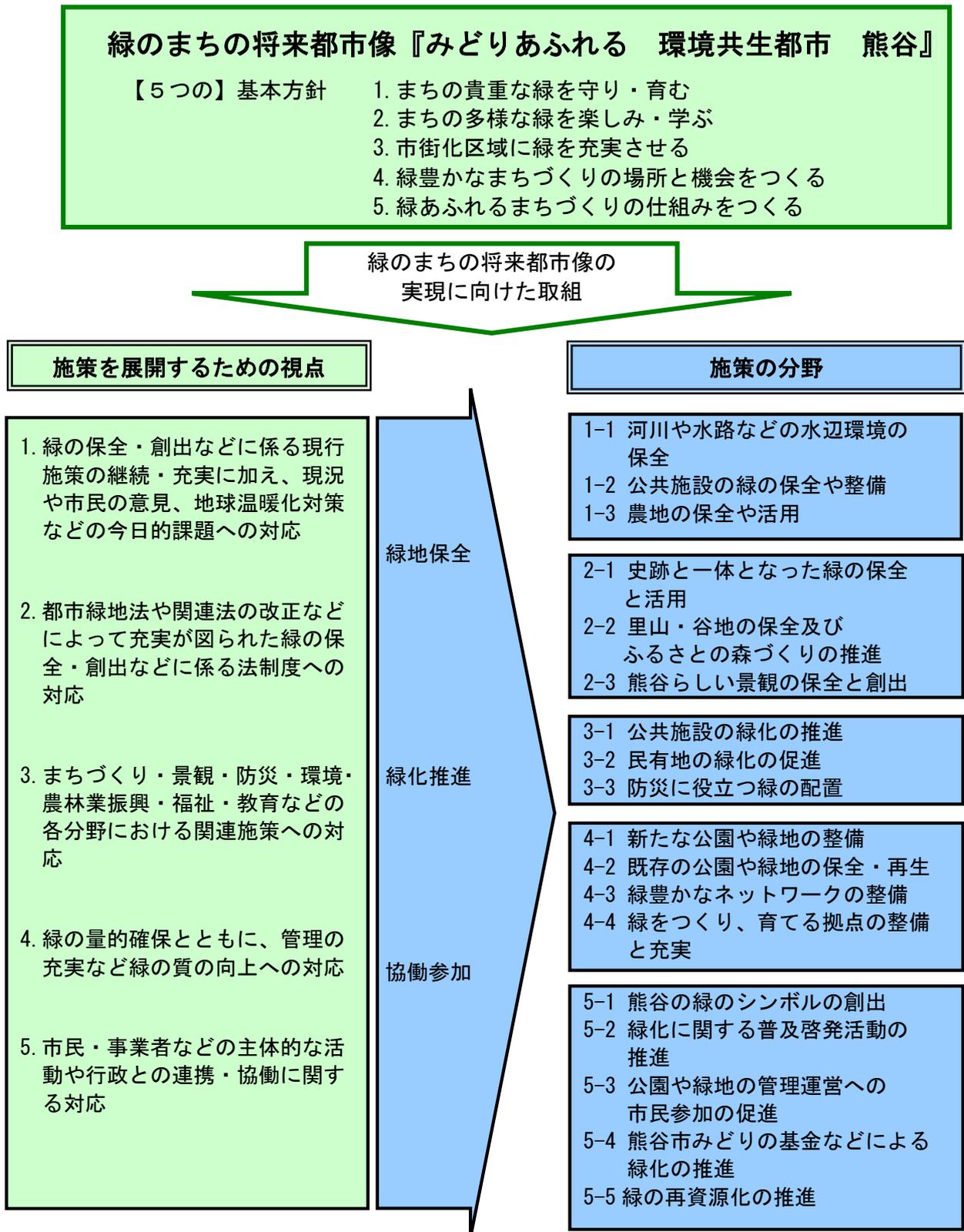
5-2. 主な施策

5-3. 主要な施策の取組

5-1. 施策の体系

緑のまちの将来都市像「みどりあふれる 環境共生都市 熊谷」を実現するために、今後、取組みが必要な施策を体系的に整理します。

本計画では、次の視点で施策を設定しました。



5-2. 主な施策

緑の基本計画に関連する主な施策を以下に示します。



1. まちの貴重な緑を守り・育む

施策の体系

- 1. まちの貴重な緑を守り・育む
 - 1-1 河川や水路などの水辺環境の保全
 - 1-2 公共施設の緑の保全や整備
 - 1-3 農地の保全や活用

本市には、緑の基本軸である豊かな自然が残る河川などの水辺があり、市街地の周辺には、まとまった規模の農地が保全されています。

今後は、こうした自然環境豊かな緑の保全に取り組むとともに、公園、道路、学校などの公共施設の緑を整備します。

また、市民や事業者の参加のもと、身近で貴重な緑を守り育む施策の展開を推進します。

主な施策・事業

1-1 河川や水路などの水辺環境の保全

1-1-1 身近な河川や水路の管理と愛護による保全

市内を流れる身近な河川や水路などは、貴重な水辺環境です。こうした水辺環境は、緑地と水辺を結ぶ緑のネットワークとなっています。

そこで、緑地と水辺の一体的な保全を図るため、現在、準用河川^{※1}については年間を通してパトロールを実施し、適正な管理に努めております。

また、久下・佐谷田区域にあるエコ・オアシスは、ムサシトミヨ生息地周辺緑地として元荒川に接する水辺空間で、市民との協働による活用が待たれています。

1-1-2 貴重な野生生物が生息する地区の保全

市内の河川や水辺には、ムサシトミヨやホタル、カワラナゲシコやヒメシロアサザなど、貴重な動植物が生息する地域が残されています。

こうした地域では、生態系に配慮した保全が図られるよう適正な管理に取り組む必要があり、保護団体により環境整備や調査が行われています。

更なる活動の推進を図るとともに、市民や事業者が、貴重な動植物の保護活動や環境活動に関われるよう、情報の収集や発信などに努めます。

※1 準用河川：市町村長が指定し、管理する河川。

1-2 公共施設の緑の保全や整備

1-2-1 公共施設の緑の保全

公園・街路樹・官公庁などの公共施設の緑は、安全で快適な生活環境を維持するうえで重要な緑です。

また、市民の共有財産として位置づけられ、適切な管理が行われています。

今後も公共施設の緑について維持・保全に取り組みます。

1-2-2 学校内の緑の保全や整備

市街地の緑の保全・創出に携わる人材を育てるには、子供の時から植物に触れ合う環境を整えることが重要です。

子供達に緑の大切さを楽しみながら学んでもらうため、「熊谷市みどりの基金」（みどり豊かで、快適なまちをつくるための経費の財源）を活用します。

また、学校の緑化活動（校庭への苗木の植樹、花壇の花の植え替えなど）の支援に取り組みます。



壁面緑化（大里庁舎）

1-3 農地の保全や活用

1-3-1 生産緑地地区の指定による農地の保全

市街化区域の水田や畑は、ヒートアイランドの抑制、都市水害の防止、二酸化炭素の吸収・酸素の供給など、市民の良好な生活環境を維持するうえで貴重な緑地となっています。

しかし、宅地化などの土地利用の転換が行われやすく、減少傾向にあります。

そこで、こうした農地を保全するとともに、市街地における今後の営農活動の継続が図られるよう平成22年度から26年度にかけて生産緑地地区の指定を行いました。今後は、指定した地区について、適正な管理の指導に努めます。

1-3-2 市民が農業に親しめる機会の充実

「ふれあい農園」は、市民が土や植物と触れ合い、さまざまな人と交流する貴重な場所となっています。

市内には、妻沼・籠原・大里地区に「ふれあい農園」があります。

農地としての機能を保全しつつ市民が農業と触れ合う機会を提供するために、新たな「ふれあい農園」の創出や利用する機会の普及と啓発に努めます。

1-3-3 遊休農地の解消と活用

農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地が拡大していくおそれがあります。

そこで、農地の利用集積^{※1}による遊休農地の発生防止や解消と活用に取り組み、将来にわたって農業生産基盤を維持するとともに、水路沿いに花などを植える活動を支援します。

1-3-4 市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域の農地の大部分は農用地区域に指定され、農地転用の制限などにより農地としての緑地が保全されています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地の荒廃や土地利用が転換されてしまうケースも増えています。

引き続き、農業の健全な発展のための農地の保全と、良好な都市環境づくりに欠かせない農地の計画的な確保に取り組みます。

※1 農地の利用集積：農地の利用を集約化すること。

2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ

施策の体系

- 2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ
 - 2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用
 - 2-2 里山・谷地の保全及びふるさとの森づくりの推進
 - 2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

「緑」は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な財産です。

緑の保全や、活用に関する取組みの目的は、景観緑三法（都市緑地法や景観法など）に示されています。

こうした取組の目的に加えて、熊谷の歴史を刻む貴重な史跡や、豊かな自然が残る里山や谷地などを活用し、美しく風格のある緑空間の形成と、潤いのある生活環境の創出に向けた施策を推進します。

主な施策・事業

2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用

2-1-1 熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全

市内には、「妻沼聖天山」、「宮塚古墳」、「備前渠用水路」、「観音山」などの歴史を刻む地域資源とともに保全されてきた緑地や水辺が残されています。

このような史跡については適宜現状把握を行い、緑地帯の減少や過度の植生繁茂により文化財的価値が低下しないように、適切な管理をするように努めています。

このような管理を続けていくことで、由緒ある緑や水辺と文化財の一体的な保全が図られるよう取り組みます。



観音山

2-2 里山・谷地の保全及びふるさとの森づくりの推進

2-2-1 南部に広がる里山・谷地の保全

里山・谷地は、そこに住む人々の生活を支え、豊かな生態系を育んできました。

近年、こうした里山・谷地には人の手が入らなくなり、荒廃が進んでいます。

多様な生物のすみかとなっている貴重な里山・谷地の保全を図るために、南部地区においては地元住民の方に御協力いただき環境整備活動に取り組んでいます。

今後は、地元以外の方へも里山・谷地の大切さについて啓発するとともに、活動への理解を深めていただくよう努めます。

2-2-2 在来種を用いた「ふるさとの森づくり」

屋敷林や寺社林は在来種が混在した森となっており、豊かな生態系が育まれています。

こうした貴重な森は、生活様式の変化による必要性の低下や宅地化などにより減少しています。

市内公園やくまピアにおいて、市民・行政が連携し「ふるさとの森作り」として在来種の植樹、育樹活動を行っています。

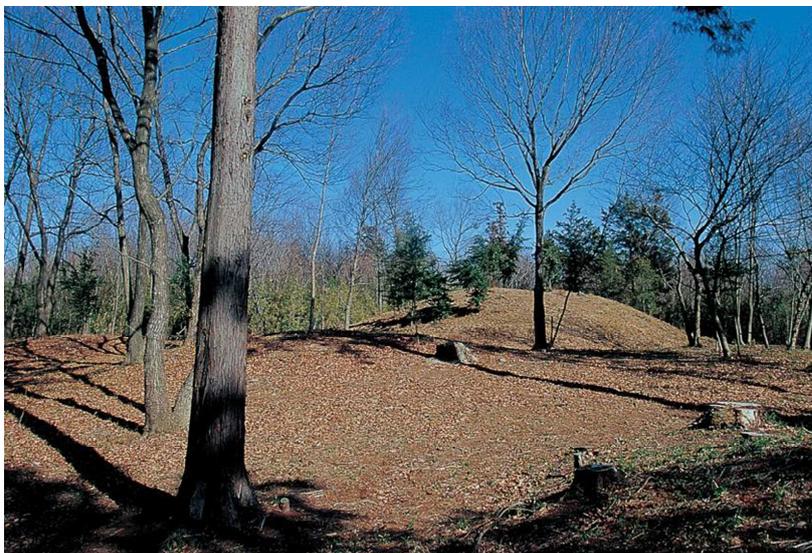
今後も育樹活動に取り組み、適正な維持管理に努めます。

2-2-3 熊谷の原風景を守ることの推進

市内には、「塩古墳群」をはじめとする古墳時代や古代の原風景を今に伝える史跡が残されています。

こうした史跡の中には、土地の一部が民有地であるため、適切な管理が行われていないものがあります。

そこで、史跡とその周辺の緑を保全するため、市民が利用できるよう、また、市民活動による維持管理が図られるよう地権者との協議を進めます。



塩古墳群

2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

2-3-1 花の名所の保全

「荒川の桜堤」などの花の名所は、たくさんの観光客が訪れる場所となっています。

こうした花の名所や貴重な植物群落の保全には、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいます。

市では名所を継承していくために、桜堤において枯木などを植え替える活動を行っており、今後もこうした活動の他に、地域住民が取り組む花や緑の名所づくり活動への支援や、広報啓発活動に取り組みます。

2-3-2 熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり

「熊谷市景観計画」は、地域特性を活かした景観形成を図り、市民が愛着と誇りを持つことができる景観の継承と創造に資することを目的に策定されました。

先導的に景観形成に取り組む地区として、熊谷中心市街地と妻沼聖天山周辺を「景観誘導地区」に指定し、届出対象規模を小さくすることで、「一般地区」※1より、緑化目標基準に基づいた緑地の保全、創出を図っています。

今後も、景観施策の推進による「都市部や住宅地の緑の創出」や「郊外の緑の保全」に取り組みます。

※1 「一般地区」：景観誘導地区を除く市内全域



荒川の桜堤

2-3-3 ヒートアイランド対策としての「風の道」「水の道」づくり

ヒートアイランドの要因の一つに、建物の高層化などによる風の流れの遮断などがあげられます。

涼風の通るさわやかなまちづくりのためには、郊外や水辺から市街地に冷気を取り込むための通り道となる「風の道」「水の道」が必要です。

街路樹や水辺の配置、建築物の壁面や屋上の緑化及び建築物の高さ制限や配列、空きスペースの確保など総合的な空間デザインの研究に取り組み、「風の道」「水の道」づくりを推進します。

「風の道」「水の道」づくりとは

市街地や住宅地に、緑化や水面からの涼風が通るような風通しのよいまちを目指した、都市計画づくりを研究するものです。中心市街地への風の流れを誘導するように公園や緑地を連続的に配置したり、建物などの緑化や高さ制限等が例として挙げられます。また、水辺からの風が中心市街地に届くよう、水辺周辺から市街地へ続くような緑地の整備や建物の工夫等があります。

「風の道」や「水の道」は、都市の気温上昇を緩和し、ヒートアイランド対策に有効です。

2-3-4 巨木のデータベース化

「高城神社のケヤキ」や「妻沼小学校のケヤキ」などの巨木は、市民に憩いや安らぎの空間を提供します。

今後は、こうした巨木を、地域の歴史を今に伝える学習の場として、また、熊谷らしい景観を守るうえでの重要な資源として活用することが重要です。

こうした巨木について環境省がデータベース化を進めていることから、市内にある新たな巨木の調査・登録に取り組みます。



高城神社のケヤキ

3. 市街化区域に緑を充実させる

施策の体系

- 3. 市街化区域に緑を充実させる
 - 3-1 公共施設の緑化の推進
 - 3-2 民有地の緑化の促進
 - 3-3 防災に役立つ緑の配置

市街化区域の緑が充実することにより、ヒートアイランドの抑制や防災機能の強化などにつながります。

公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を市民、事業者、行政が連携し取り組む必要があります。

今後は、市街地の緑化を重点的に推進するための施策を推進します。

主な施策・事業

3-1 公共施設の緑化の推進

3-1-1 校庭の芝生化の推進

学校の校庭は市街地における貴重なオープンスペースですが、ほとんどが裸地となっているため、子供が外で遊びにくく、砂ぼこりなどが問題となっています。

このため、市内小学校にて校庭等の芝生化を計画的に進めています。

将来のまちづくりを担う子供達がのびのびと遊び、緑の大切さや機能を学ぶ機会を提供するため、校庭の芝生化を推進します。

3-1-2 公共施設の緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化などは、見える緑の量を増やすだけでなく、建物外壁の気温上昇を防ぎヒートアイランドを抑制する効果があります。

庁舎や各行政センターをはじめ多くの公共施設でみどりのカーテンを設置し、温度測定によりその効果を検証しています。また、市民や事業所、小中学校での取組を推進するため、毎年みどりのカーテンコンテストを実施しています。

今後も、屋上緑化や壁面緑化などの緑の保全・創出を啓発するため、公共施設の緑化に取り組んでいきます。

3-1-3 道路の緑化と維持管理

市が管理する幹線道路について、緑のネットワークとして位置づけるとともに、よりよい景観が形成される道路の整備や、災害時の避難経路としての安全性の確保などについて取り組んでいく必要があります。

現在、緑の環境軸として常時の緑量・緑陰の確保を進めておりますが、これに併せて、今後も災害時に防災活動の妨げにならないよう適正な街路樹の点検と管理に努めます。

3-1-4 緑豊かな快適に歩けるまちづくり

市街地の公園・学校・病院・福祉施設などを結ぶ道路は歩行者が多いため、バリアフリーの観点から安全性や快適性の向上が求められています。

こうした道路について、市民・事業者・行政が協力しあい、沿道の緑化に取り組むとともに、熊谷市バリアフリー基本構想に基づく歩行環境の整備を進め、快適に歩ける道のネットワーク化を推進します。



街路樹（主要地方道熊谷館林線）

3-2 民有地の緑化の促進

3-2-1 市街地の緑化の推進

市街地は緑が少ないため、花や木とふれあえる場所や木陰の創出が必要です。

こうした市街地の緑を増やすためには、沿道住民の協力が不可欠です。

また、地域住民と行政が連携して良好な住環境を形成するための手法の一つである地区計画制度[※]を活用し、沿道の緑化を推進しています。

併せて、苗木の頒布や生垣化の助成を検討するなど、沿道民有地の更なる緑化を推進します。

3-2-2 水と緑のオープンスペースの活用

水辺や緑地には人々をひきつける魅力があることから、市街地では人々が集う場所となっています。人々の交流を促し活力のあるまちをつくるために、星川にあるお祭り広場で「星川あおぞら市」を開催したり、街路樹にイルミネーションを施したりしています。

今後も市民と協働で、水と緑に囲まれた交流スペースでイベントを企画・運営することでまちに賑わいを生むとともに、水と緑の大切さを普及啓発します。

3-2-3 民有地の緑化の促進

市街化区域の緑を創出するためには、民間建物の緑化や大規模な民有地内の緑化を啓発していく必要があります。

みどりのカーテンコンテストの実施や、みどりのカーテンを実施した一般家庭、事業者に補助金を支給することで、民有地の緑化を促進しています。

また、民有地のブロック塀を生垣に変更するための市独自の助成制度を検討し、民有地における緑化率を増やします。

※地区計画制度：地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的によりよいまちへと誘導していく制度で「地区計画の方針」と「地区整備計画」から構成されます。

3-2-4 記念樹の頒布などによる住宅地の緑化の推進

「緑の満足度」を高めるためには、市民が緑に関心を持ち、緑化活動に参加することが重要です。

市民の緑に対する意識の向上と、自発的な緑化活動を促すために、人生の節目を迎えた市民に記念樹の頒布を行い、住宅地などの緑化を推進しています。

平成25年度からは配布樹種に「クマガイザクラ」を追加しており、今後も樹種等を検討することで、更なる緑化の推進を図ります。

3-2-5 緑化計画届出制度の普及

市街化区域の緑化を推進するためには、民間建物の屋上や壁面の緑化や、大規模な民有地内の敷地に緑地を確保する必要があります。

市街地のまとまった緑地を保全・創出するため、広大な土地の開発に際しては、緑化計画届出制度の普及に努めるとともに都市緑地法に基づく緑地協定制度[※]を広報啓発し、緑と調和したまちづくりを推進します。



民間建物の緑化

※緑地協定制度：土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で地域の方々の協力により良好な環境が形成されます。（都市緑地法第45条、第54条）

3-3 防災に役立つ緑の配置

3-3-1 災害時に役立つ公園の整備・充実

災害時に市民の安全を確保するため、避難場所の設定や整備を進めています。

一方で、市民にとって避難場所である身近な公園や街路について、避難訓練や防災教育を通じて周知することが重要です。

今後は、避難場所となる公園・緑地の適正な配置を検討しその周知に努めます。

3-3-2 災害時に活用する避難経路の確保

災害時に市民が安全な場所に避難するためには、延焼防止機能を有する道路整備とそのルート設定や周知が必要です。

「緑のネットワーク」は、避難住民を安全・確実に避難場所へと導く避難路としての機能を有しています。

避難路の設定や周知にあたっては、「緑のネットワーク」との連携を図ります。

また、震災等の災害時に倒壊等の危険要素のある民有地のブロック塀を生垣に変更するための市独自の助成制度を検討し、震災等の災害時の危険箇所を減らします。

3-3-3 公園や広場などを活用した防災教育の推進

市民に災害時に役立つ知識を提供するためには、既存の避難路・避難場所を活用し、実際の災害を想定した演習や避難訓練の実施が効果的です。

市内公園等での自主防災組織による防災訓練の実施を奨励し、市民が身近な避難場所や避難路を知る機会が得られるよう、引き続き防災訓練や防災教育を推進します。



避難場所となる公園

4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる

施策の体系

- 4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる
 - 4-1 新たな公園や緑地の整備
 - 4-2 既存の公園や緑地の保全・再生
 - 4-3 緑豊かなネットワークの整備
 - 4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

緑を増やし有効に活用するため、新たに公園や緑地を整備するとともに、既存の公園や緑地を保全・再生します。

緑の拠点を結ぶネットワークを形成するため、道路整備やサイクリングコースに植栽を施し緑の回廊になるよう設定するとともに歩行者・自転車利用者などが周遊して楽しめるよう利用促進などに取り組みます。

また、緑をつくり育てる拠点の整備・充実を図ります。

主な施策・事業

4-1 新たな公園や緑地の整備

4-1-1 利根川・荒川の河川敷の整備検討

市内を流れる利根川・荒川の河川敷には、豊かな自然と広大な水面が広がっています。

市街地に隣接していることから、市民の日常の散策やスポーツや自然観察の場として、また避難場所として活用することができます。

多様な環境を有する河川敷を日常的に市民に利用してもらうため、市民のニーズに応じるとともに河川敷の自然的利用が可能な公園化を推進します。



熊谷荒川緑地

4-2 既存の公園や緑地の保全・再生

4-2-1 公園施設の長寿命化計画の策定

都市公園には、遊戯・休憩・交流・避難などの機能がありますが、施設の老朽化や利用形態の変化により、機能を十分に発揮できていない施設があります。

こうした公園の機能を見直し、公園施設の安全性の確保と維持管理費の縮減を目的とした「公園長寿命化計画」を平成25年度に市内4公園について策定しました。

今後は、他の公園の計画策定を実施するとともに、すでに計画が策定された公園については計画に基づいた整備を推進していきます。

4-2-2 市民による身近な公園への再整備

都市公園は、市民にとって身近な憩いの場であるとともに、市民の健康増進や交流活動を広げる場となっています。

平成23年度から27年度までの5年計画で、老朽化や地域の利用実態に合わなくなった公園について、地域住民と連携し再整備に取り組んでいます。

今後は、老朽施設の改修やバリアフリー化等の再整備に加え、人口減少社会に対応するため、公園配置の適正化により魅力ある公園への向上や維持管理の効率化を図ります。



身近な公園（荒川公園）

4-3 緑豊かなネットワークの整備

4-3-1 水と緑のネットワークの推進

市街地は、大規模な公園・緑地などが少ないため、「水と緑のネットワーク」を形成するための資源が不足しています。

「水と緑のネットワーク」の形成のため、軸線や拠点となる木陰の多い道路の整備や、水辺空間の緑地の保全、沿道の敷地内の緑を連続させるなどの取組を推進します。

4-3-2 緑の拠点を巡るサイクリングコースの利用促進

サイクリングは、市民が気軽に取り組めるスポーツです。市内には、利根川・荒川の河川敷や、既存道路などを活用したサイクリングコースが設定されています。

今後は、市民の健康増進と市内観光の活性化に向けて、観光地や緑地を効果的に結んだり、利用者のレベルに合わせたルートを設定するなど、緑の拠点を巡るサイクリングコースの利用促進に取り組めます。



サイクリングコースの利用促進（利根川自転車道）

4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

4-4-1 緑化センターの有効活用

緑化センターは、緑の大切さや緑に触れる楽しさを市民に知ってもらうための施設です。

より多くの市民に緑化に関する詳細な情報を提供するために、平成25年度に「緑の関連図書コーナー」を設置しました。

今後は、緑化センターなどにおいて、緑化施策の実施状況や市民・事業者の緑の活動状況などの情報の共有が図られるよう努めます。

また、緑化に関わる団体や人材の登録や仲介をするなど、人材と情報の交流の場となるよう取り組みます。



緑化センター

5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

施策の体系

- 5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる
 - 5-1 熊谷の緑のシンボルの創出
 - 5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進
 - 5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進
 - 5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進
 - 5-5 緑の再資源化の推進

緑あふれるまちづくりを進めるためには、市民、事業者、行政が協働で緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

市民の自発的な緑との関りを促進するため、緑化に関する普及啓発活動を推進するとともに、公園サポーター制度などを通し、公園・緑地の適正な維持管理に市民と協働で取り組みます。

主な施策・事業

5-1 熊谷の緑のシンボルの創出

5-1-1 水と緑の豊かな観光地・名所のPR

市内には、「妻沼聖天山」、「星溪園」、「星川シンボルロード」など水や緑が豊かな観光資源があります。

現在、熊谷市の観光ガイドブックにて「妻沼聖天山」付近の回遊散策コースの紹介や、花の名所を巡るシャトルバスの運行を実施しています。

より多くの観光客に水と緑を楽しんでもらうために、名所でのイベントの開催情報や散策コースをホームページで紹介するなど、広報活動に取り組みます。

また、新たなシンボル創出のための調査・研究を行います。



妻沼聖天山

5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進

5-2-1 緑の保全・創出の指導者の育成

緑の保全・創出を進めるためには、市民の自主的な取組が欠かせません。

市民や事業者による緑の保全・創出活動を促進するために、活動の中心となってリーダーシップを発揮できる人材の育成に取り組みます。

また、環境団体や地元活動団体と情報交換などの連携を図り、人材の登録、指導者やサポーター、ボランティアの派遣など、人的資源の交流の活性化に取り組みます。

5-2-2 市民・事業者への緑の大切さの啓発

緑あふれるまちづくりのためには、市民や事業者に緑の大切さを知ってもらう必要があります。

平成26年度には、緑の大切さの普及啓発活動として「緑のパンフレット」の作成、配布を行いました。今後は更なる啓発推進に向けて緑の講習会や緑化イベントの充実を図ります。

5-2-3 緑化講習会の開催

身近な緑化活動に取り組みたいという市民の要望に応えるためには、活動の場や機会の創出、情報発信が必要です。

市民が緑化活動に取り組むきっかけとなるよう、ガーデニング教室、壁面緑化講習会など、緑の創出に関わる講習会の企画、開催に取り組みます。



緑化講習会

5-2-4 水と緑の重要性の啓発

今後のまちづくりを担う子供達に、水と緑の大切さを知ってもらうためには、環境教育を通じて水と緑の大切さを学んでもらうことが重要です。

本市では、学校やP T A、地域の方が連携して、多くの小中学校で農業体験を通じて環境などへの理解を深める「みどりの学校ファーム」に取り組んでいます。

今後も学校やP T Aなどと連携して、水と緑について学ぶ場と機会の提供に取り組めます。

5-2-5 水と緑に関わる調査・研究の推進

企業・大学・研究機関はそれぞれの専門分野があり、その分野を軸に調査・研究を進めています。

効率的に水と緑に関わる調査・研究を進めるには、各研究機関が連携し、補完し合うことが必要です。

熊谷市産学官連携に関する基本協定書などに基づき、産学官共同で妻沼茶豆に関する研究を行うなど、地産地消についての調査・研究に取り組んでいます。今後もこのような調査・研究の推進を図ります。



学校ファーム（江南北小学校）

5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進

5-3-1 公園サポーター制度の推進

「公園サポーター制度」は、地域住民が自発的に都市公園管理に取り組むことで、公園の環境美化及び地域における公園愛護の精神を育むことを目的に制定されました。

平成26年度においては市内268箇所の公園等で、サポーターによる管理が行われています。

今後も身近な公園で自治会や愛護団体により自発的に維持管理活動が行われるような取組を推進します。

5-3-2 ロードサポート制度の推進

「彩の国ロードサポート制度」は、市民・学校・事業者が、県や市の支援のもと、自主的に県管理道路の清掃美化・緑化に取り組む活動です。

ロードサポート制度を奨励するとともに、市管理道路については地元住民による、清掃美化や緑化活動を支援します。



公園遊具のボランティア塗装（熊谷北団地子供広場）

5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進

5-4-1 「熊谷市みどりの基金」の充実と活用

みどり豊かで快適なまちづくりのために「熊谷市みどりの基金」を設置しています。

今後も「熊谷市みどりの基金」の充実を図り活用することにより、まちに潤いや安らぎをもたらす緑を増やすための活動を支援することに役立てます。



ふるさとの森づくり(熊谷さくら運動公園)

5-5 緑の再資源化の推進

5-5-1 「みどりのリサイクル」の推進

緑を保全するためには樹木の剪定や間引き、草刈りなど適正な管理が必要です。作業の際に発生し廃棄される枝や葉をリサイクル（再生利用）することは、持続可能な循環型社会の構築につながるため、緑のリサイクルを推進するための施策を検討します。

5-3. 主要な施策の取組

緑のまちの将来都市像である『みどりあふれる 環境共生都市 熊谷』を実現するために、先導的・重点的に推進すべき3つのリーディング・プロジェクトを位置づけます。

【リーディング・プロジェクト1】

“冷ませ熊谷” みどりを活かしたまちづくり

地球温暖化やヒートアイランド対策は本市の重要な課題です。緑の持つ環境保全機能などのさまざまな特性を活かし、市民が健康的で快適な生活が送れるよう、農地や樹林地などの保全、市街地の公共施設や民有地の緑化などに積極的に取り組みます。

また、在来種を用いた「ふるさとの森づくり」や公園の芝生化などを通し、暑さ対策を先導します。



農地の保全



育樹祭の実施

花とみどりのシンボルづくり

市内には、歴史を刻む貴重な史跡や豊かな自然があり、風格と潤いのある生活環境を形成しています。これらの市民が誇る熊谷のシンボルを市民とともに守り・育てその活用を図ります。

また、地域の特性を生かした公園や緑地を整備するとともに、熊谷をイメージする市の花「桜」をはじめとして、菖蒲やアジサイなどによる、花とみどりのシンボルづくりに取り組めます。



熊谷さくら祭（荒川堤）



能護寺のアジサイ

市民と協働のみどりのまちづくり

緑あふれるまちづくりを進めるためには、市民、事業者、行政が協働で緑の保全・創出に取り組むことが重要です。市民の自発的な緑との関りを促進するため、活動の中心となる人材の育成や関係団体などとの連携を強化します。

また、緑化活動へのきっかけとなる事業や普及啓発活動を推進し、緑化意識の高揚を図るとともに、「公園サポーター制度」などを通し、公園・緑地の適正な維持管理に市民と協働で取り組みます。



植栽ボランティア



ムサシトミヨ生息地草刈

